入院患者様各位

入院費等お支払いについて

十条武田リハビリテーション病院

入院費（会計）の請求について

◇入院治療費の請求は⇒

毎月月末を締めとして、翌月10日にご請求させていただきます。
１階受付にてお預かりしておりますのでお声かけください。

◇退院される際の請求は⇒

退院が決まりしだい医療費を計算しご請求させていただきますので、お部屋でお待ちください。
事務処理（計算）の都合でお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

高額医療費制度「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」について

◇70歳未満の患者様は、ご入院の際に**「限度額適用認定証」**を入退院窓口に提示すると
１カ月間（１日から月末まで暦月ごと）の費用について、自己負担限度が上限となります。
＊入院時の食事代や実費負担分（保険外の差額ベッド代等）は対象外です。

●自己負担限度額（ 月　額 ）

ア	⇒	252,600	円	＋	（総医療費－842,000	円）	×１％	エ	⇒	57,600	円
イ	⇒	167,400	円	＋	（総医療費－558,000	円）	×１％	オ	⇒	35,400	円
ウ	⇒	80,100	円	＋	（総医療費－267,000	円）	×１％				

◇**「限度額適用認定証」の申請について（申請した月の初日から適用）**

加入されている医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者（健康保健組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）または国民健康保険などから発行される認定証を医療機関の窓口に提示していただく必要があります。
（＊国民健康保険の場合、保険料滞納がないことが条件となります。）
医療機関への提示がない場合は、従来と同様に一旦3割等の医療費支払いが必要です。

◇後期高齢受給者証・高齢受給者証・老人福祉医療受給者証をお持ちの患者様の
１カ月間（１日から月末まで暦月ごと）の自己負担上限額は下記の通りです。
＊入院時の食事代や実費負担分（保険外の差額ベッド代等）は対象外です。

①一定以上の所得がある高齢者　（Ⅲ　上限252,600円＋842,000円を超えた医療費の１％）
（Ⅱ　上限167,400円＋558,000円を超えた医療費の１％）
（Ⅰ　上限 80,100円＋267,000円を超えた医療費の１％）

②一般の高齢者　**（上限　57,600円）**

③低所得者Ⅱ　**（上限　24,600円）**　＊住民税非課税世帯

④低所得者Ⅰ　**（上限　15,000円）**　＊老齢福祉年金受給者及び所得が一定額以下の場合

＊③④については「限度額適用・標準負担減額認定証」が交付されますが、この証の提示がなければ
一般の自己負担上限額まで徴収致しますので必ずご提示ください。

なお、上記の**「限度額適用・標準負担額減額認定証」**の確認方法について当院では、厚生労働省の
オンライン資格確認システムを使用して、窓口負担金の限度額を確認させていただく事が出来ます。
詳しくは入退院受付にお問い合わせください。

入院食事療養費にかかる負担額について

◇この負担額は高額療養費制度の対象とはなりませんので、ご了承ください。
◇入院食事療養費についての負担額は下記の通りです。

１食につき　510円

但し、次の①及び②の場合には、それぞれ以下の金額に減額されます。
加入している医療保険の保険者（高齢医療保険は居住地の市町村）の発行する減額認定証を被保険者証に添えて入退院受付に提出することにより減額が受けられます。

① 市町村民税非課税の世帯の属する方などで負担額の減額認定を受けている場合

１食につき　240円

② 市町村民税非課税の世帯の属する方などで、老齢福祉年金を受けている場合

１食につき　110円